

収 入
印 紙

物品売買契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）が次の物品を購入し、〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）がこれを売却することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

件 名	沖縄ライフサイエンス研究センター標準設置機器売買契約
品 名	沖縄ライフサイエンス研究センター標準設置機器
規 格	別紙仕様書のとおり
数 量	1 式

（契約内容）

第 1 条 納入期限、納入場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

- 1 納入期限 令和 7 年 3 月 31 日（月曜日）
- 2 納入場所 沖縄ライフサイエンス研究センター
（沖縄県うるま市字州崎 5 番 8）

- 3 契約金額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

- 4 契約保証金額 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に該当する場合は免除とする。

（信義則）

第 2 条 乙は、甲の指示及び別に定める仕様書等に基づいて、誠実に義務を履行するものとする。

(検査)

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、甲の指示する場所において甲の立会を求め、遅延無く検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果不合格となった物品は、甲の指示する期限内に修補又はこれに代えて新たに調達し、前項の規定に準じ甲の再検査を受けなければならない。

3 前項の修補又は再調達に要する費用は、乙の負担とする。

4 納入及び検査に要する費用並びに検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、全て乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第4条 物品に契約書または仕様書等に定める内容に適合しない状態（以下、この条において「契約不適合」という。）があるときは、甲は乙に対して無償による契約不適合の修補又は再調達その他の方法による履行の追完を請求（以下、この条において「追完請求」という。）することができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を勧告してもその期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求（以下、この条において「代金減額請求」という。）することができる。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は催告することなく直ちに代金減額請求をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であると認められるとき

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

(3) 特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達成することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき

(4) 前各号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき

4 契約不適合が仕様書等の内容により生じたものであるときは、追完請求または代金減額請求を行うことができない。ただし、乙が仕様書等の内容が不相当であることを知りながらこれを告げなかったときは、この限りではない。

5 第1項から第3項までの規定は、第7条の規定による契約の解除権の行使を妨げない。

6 甲は、契約不適合を理由として追完請求、代金減額請求又は損害賠償の請求をするときは、契約不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しなければならない。

ただし、乙がその契約不適合を知っていたときは、この限りではない。

(履行遅滞)

第5条 甲は、乙が契約期間内にその義務を履行し終らないため期間の延長を求めたときは、沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則第12号）第109条第1項の規定により、遅延日数に応じた違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他乙の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

(再委託、権利義務の譲渡の禁止)

第6条 乙は、書面により甲の承認を受けた場合を除き、第三者に対し調達業務の全部または一部の実施を委託し、もしくは請け負わせてはならない。

2 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再委託契約等に関する契約解除)

第8条 乙は、本契約に関する再委託者等（再委託者並びに再委託が数次にわたるときは、全ての再委託者を含む。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに再委託者等との契約を解除し、又は再委託者等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再委託者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託者等との契約を解除せず、若しくは再委託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第9条 乙は、本契約に関して、自ら又は再委託者等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(代金の支払)

第10条 甲は、第3条の検査の完了後、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

2 甲は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約内容の変更等)

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

2 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする

(協議)

第12条 乙はこの契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を守るものとし、もし、疑義を生じたときは甲、乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印して各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙